

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	上峰町 鳥栖市 基山町 みやき町 (代表)

鳥栖三養基地域鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ 鳥類（カラス類、ハト類、サギ類、カモ類）
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	品目	被害の現状	
		被害数値	
		ha	円
イノシシ	稲 野菜類	0.62	663,000
サル			
アライグマ	野菜類		
アナグマ	野菜		
タヌキ	野菜		
カラス	豆類		
スズメ	稲 麦類		
ハト	豆類		
カモ	麦類		
計		0.62	663,000

(2) 被害の傾向

<p>1 イノシシ 本地域におけるイノシシの被害作物は、野菜および水稲である。被害地域は、依然中山間地域を中心としつつも、徐々に南下し拡大しつつある。</p> <p>2 サル 本地域におけるサルの目撃情報が増加しており、令和2、3年度においては、人的被害も発生していることから、今後生活環境を含め様々な被害を及ぼす可能性がある。</p> <p>3 アライグマ、アナグマ、タヌキ 本地域におけるアライグマ、アナグマ、タヌキの捕獲や目撃情報も多く、今後、生息数の増加に伴い生息域も広がり、生活環境を含め様々な被害を及ぼす可能性がある。</p> <p>4 鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類) 本地域における鳥類による被害作物は、主に果樹と野菜および水稲や麦類である。被害は、全体的には減少しているが、地域全体に広がる傾向がある。</p> <p>5 シカ 本地域における目撃情報や被害報告がないが、県内での目撃や捕獲情報があるために、生息域が広がり被害を及ぼす可能性がある。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	663,000 円	590,000 円
被害面積	0.62ha	0.55ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	佐賀県猟友会鳥栖支部、三養基支部、基山支部と委託契約をし、捕獲従事者に許可証を発行して有害鳥獣の捕獲を行っている。 補助事業を活用して箱わなを猟友会各支部に貸与している。 捕獲鳥獣の処理については、埋設処分が主である。	捕獲従事者の高齢化が進んでおり、現在の体制のまま捕獲実績を維持するには不安が残る。 箱わなの耐用年数は5年だが、風雨、土壌により劣化が早いため、定期的な点検や管理が必要となる。 一部地域では捕獲従事者の高齢化及び処分場所の不足などにより、従事者による埋設処分が困難になりつつある。処分方法について検討する必要がある。 旅館・レストラン・精肉店等への販路開拓推進等の検討が必要となる。
防護柵の設置等に関する取組	補助事業を活用してワイヤーメッシュ柵を被害地域に貸与している。	ワイヤーメッシュ柵の効果的な使用には知識ならびに下草刈り等のこまめな作業が必要である。 有害獣を寄せ付けない集落環境づくりに対する地域住民への啓発活動が必要である。
生息環境管理その他の取組		集落での侵入防止柵設置や緩衝帯整備の取組が必要である。

(5) 今後の取組方針

<p>関係機関・団体が連携して、被害発生集落に対して、農家等への啓発を図り、農地付近の藪払いや収穫残渣等餌付け要因の排除など有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり、地域でまとまった効率的な防除（ワイヤーメッシュ柵の適切な設置、及び管理等）、有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的に推進し、イノシシ、アライグマ、鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類)被害の防止に重点的に取り組む。</p> <p>シカの侵入に備え、情報収集や啓発活動を実施し、防除体制を整備する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

委託団体（猟友会鳥栖支部、基山支部、三養基支部）による定期的な一斉捕獲に加え、各々の構成員の情報の共有化を図り、農作物被害の連絡があった場合は連携して対応することとする。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～7年度	イノシシ シカ アライグマ タヌキ アナグマ	捕獲の担い手確保のため、狩猟免許の取得を積極的に周知する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
この地域の捕獲実績は、鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類)は同じ水準で推移していると思われるが、イノシシ、アライグマに関しては、全体的には増加傾向にあると考えられる。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	1,400頭	1,400頭	1,400頭
サル	10頭	10頭	10頭
鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類)	100羽	100羽	100羽
アライグマ	200頭	200頭	200頭
アナグマ	100頭	100頭	100頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
シカ	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
猟友会各支部に捕獲を委託し、主に水稻の播種期から収穫期にかけてイノシシ、サル、シカ、アライグマ、アナグマ、タヌキ、鳥類(カラス類、ハト類、サギ類、カモ類)の捕獲を行うほか、九州北部3県合同捕獲期間等に合同捕獲日設けるなど、被害拡大地域を重点的に、一斉捕獲を行う。 農作物被害の通報があった場合は猟友会により積極的に捕獲を行う。
ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

警戒心の強いイノシシは箱わなに掛からない事や、くくり罠の設置ができない場所では、イノシシの捕獲に対して遠距離からのライフル銃による捕獲が有効である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
許可権限移譲済	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	3,000m	3,000m	3,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	一部、ワイヤーメッシュによる防護柵を設置している地域においては、破損等の確認・改修等の維持管理を指導する。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

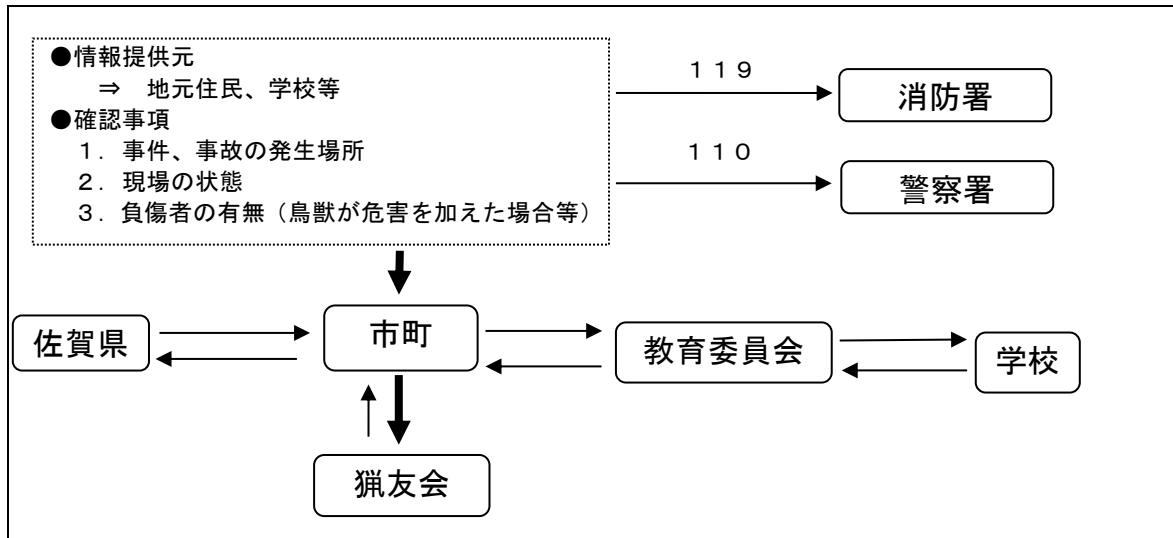
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～令和7年度	イノシシ	被害の多い中山間において、集落での侵入防止柵設置や緩衝帯整備の取組ができるエリアの選定、集落への説明を実施し、被害防止に努める。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
佐賀県	情報収集、情報提供
鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町 (鳥獣対策実施隊)	警察署への連絡、被害状況の確認、注意喚起 対象鳥獣の捕獲等
佐賀県猟友会鳥栖支部	対象鳥獣の捕獲
佐賀県猟友会三養基支部	
佐賀県猟友会基山支部	
鳥栖警察署	人命救助、パトロール、注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設を基本とするが、基山町ジビエ解体処理施設に搬入したイノシシは食肉としての利用も奨励する。
また、捕獲等をした対象鳥獣の処分方法について検討していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現在のところ利用なし。
ペットフード	現在のところ利用なし。
皮革	現在のところ利用なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現在のところ利用なし。

(2) 処理加工施設の取組

基山町の指定管理制度による運営体制

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

基山町の指定管理制度による運営体制

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
鳥栖市	地域のとりまとめ、農家への普及活動
基山町	地域のとりまとめ、農家への普及活動
みやき町	事務局、構成機関との連絡調整、地域のとりまとめ
上峰町	地域のとりまとめ、農家への普及活動
佐賀県農業協同組合	農家への普及活動
三神地区農業共済組合	被害地域、規模についての情報提供
佐賀県猟友会鳥栖支部	捕獲の実施、狩猟免許取得のとりまとめ
佐賀県猟友会基山支部	捕獲の実施、狩猟免許取得のとりまとめ
佐賀県猟友会三養基支部	捕獲の実施、狩猟免許取得のとりまとめ
東部農林三神農業振興センター	被害防止のための研究、農家への普及活動
鳥栖警察署	適正な捕獲の実施のための指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県生産者支援課	保護・捕獲許可に関する助言及び指導
県農業技術防除センター	被害防除に関する指導及び助言
佐賀森林管理署	国有林野における捕獲の指導
東部農林事務所	保護・捕獲許可に関する助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥栖市	平成23年10月3日設置
基山町	平成23年10月3日設置
みやき町	平成23年10月1日設置
上峰町	平成23年10月3日設置
(隊員は市町長が市町職員の中から指名し、隊長、副隊長を置く)	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家へ狩猟免許の取得を勧め、自衛捕獲の体制を整える。必要に応じて捕獲班を設置する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

今後、増加が見込まれるアライグマ被害に対して、被害が顕在化する前に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づいて早期的に防除を実施する。